

第1条 (総則)

このレンタル約款は、ゴアテックスレインウエアーレンタルシステム「(株)廣瀬商会」(以下「当社」という)との間の賃貸借契約(以下「レンタル契約」という)に関し、別途に契約書類を作成しない場合に適用されます。

第2条 (契約の成立)

当社とご利用団体様との間のレンタル契約は、団体様が当社の契約している代理店『(株)NOTS』(以下『代理店』という)に対しレンタルサービスの利用申し込みをし、当社が承諾したときに成立するものといたします。当社及び代理店は、団体様の利用申し込みに対し、お申し込み内容を審査し、場合によっては、レンタルサービスの提供をお断りすることがあります。なお、お断りした場合であっても、当社及び代理店はお断りする理由を説明する義務を負わないものとします。

第3条 (レンタル商品)

当社及び代理店は団体様に対し、当社及び代理店が団体様に発行する納品書に記載するレンタル商品を賃貸し、団体様はこれを賃借します。

第4条 (レンタル期間)

レンタル期間は納品書に記載する期間とします。

本レンタル約款に基づくレンタル契約は、本レンタル約款に定める場合を除き、解除等によって終了させることはできません。

団体様のご都合でレンタル開始日を過ぎてレンタル商品をお受取りになった場合や再配送期間(最初の配達から約1週間)内にお受取りいただけない場合であっても、レンタル期間を変更することはできないものとします。再配送期間を過ぎ、レンタル商品が発送元に返送された場合、レンタル契約は終了いたします。団体様のご都合で契約が終了した場合レンタル料金は全額お支払いいただきます。

第5条 (料金)

団体様は代理店が発行するレンタル契約締結日に有効なレンタル料金表に基づいて算出した、レンタル料、運送諸経費、その他代金などに、消費税を付した金額(以下「レンタル料等」という)を代理店指定口座に対して支払います。

※レンタル商品によっては、保証金を申し受けさせて頂いております。

第6条 (レンタル商品の引渡し)

当社は団体様に対し、レンタル商品を団体様の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日(宅配の場合レンタル開始日前日)に引渡し、お客様はレンタル商品をレンタル期間満了日に返却(宅配の場合はレンタル終了日の翌日付けから10日以内に発送となるように返却)するものとする。

団体様が当社から賃借したレンタル商品は納品書のとおり、団体様に引渡されたものとする。

第7条 (担保責任の範囲)

お客様の責によらない事由によりレンタル期間中に生じた性能の欠陥により商品が正常に作動しない場合、当社はレンタル商品を交換します。また、代替商品が無い場合はその商品レンタル代をご返金する事で、当社及び代理店は一切の責任を逃れるものと致します。※レンタル料等以上の返金はできませんのでご了承ください。

これ以外、当社及び代理店は、故意または重大な過失がある場合を除き、団体様に対して損害賠償の責任は負いません。

下記の項目及び、それに類する事に関して、当店は一切の責任を負いません。

団体様がレンタル商品の使用、設置、保管によって生じた事故の被害、又は第三者に与えた損害。

レンタル商品がレンタル期間中に使用不可能になった場合の団体様の損害。

レンタル商品が配送途中の事故によりレンタル契約の目的が果せなかった場合の団体様の損害。

レンタル商品が、使用不能により団体様に発生した損害。

第8条 (レンタル商品の使用、保管)

団体様はレンタル品の使用および保管に関して、可能な限り汚さないよう、壊れないように使用及び保管に努める義務を負います。

団体様がレンタル商品を使用される際、団体様の使用上の不注意によって生じた損害については、当社及び代理店は一切の責任を負いません。

当社はお客様に生じた使用目的を達しない等の損害について、一切の責任を負いません。

団体様はレンタル商品を改装、改造することはできません。

団体様はレンタル商品が到着しだい、レンタル商品の形状、数量に関してチェックしなければなりません。その時点で破損や不足など何らかの問題が生じている場合には、当社及び代理店に速やかに連絡をするものとする。それらに関して、レンタル期間の開始日以降、又は終了時以降でのクレームは受け付け致しません。

団体様はレンタル商品をレンタル開始時と同様な状態で返却することとします。通常使用範囲以外のあきらかに異常な汚れの酷い物と当社及び代理店が判断した場合には、別途お客様へ整備料を頂く事ができるものとしします。

団体様はレンタル商品を使用される前に「HIROSE GORE-TEX® レインウエア シーズンレンタルシステム ご利用の手引き」をお読みになり、その使用方法を確認し使用を開始してください。

第9条 (レンタル商品の使用義務違反)

レンタル商品が団体様の責に帰すべき事由により紛失、損傷した場合、または団体様が当店のレンタル商品に対する所有権を侵害した場合は、団体様は当店に対して、紛失したレンタル商品の再購入代金、損傷したレンタル商品の修理代金等当店の被った一切の損害を賠償していただきます。

また、盗難にあった場合は当社及び代理店へ直ちに連絡をするとともに、警察に被害届を提出し、当店の受理番号を報告することとします。

第10条 (破損及び紛失した場合)

破損及び紛失した場合破損の度合いに応じて、実費負担にて修理費用が必要となります。

(通常使用での経年劣化、防水性の低下は対象に含まれません。)

○破損(クロスの破れ・ファスナー破損) 破損規模に応じて修理費用が発生致します。

破損による弁償代の例 ※補修面積により異なる。

「5平方センチ以下 1,000円」「10平方センチ以下 2,000円」「15平方センチ以下 3,000円」

「20平方センチ以下 4,000円」「21平方センチ以上 全損扱いとなります。」

※万一、修理対象になった場合は、破損の規模に応じて補修費と送料(1,500円) + 消費税の負担が必要です。

※代替品は、通常レンタル品(リフレッシュ品)が送られてきます。

○全損及び紛失の場合

上衣 9,800円 下衣 5,200円 + 送料(1,500円) + 消費税の負担が必要です。

※代替品は、通常レンタル品(リフレッシュ品)が送られてきます。

第11条 (レンタル商品の返却)

団体様はレンタル商品を納品書に記載する期間に基づき、レンタル期間満了日までに団体様送料負担にて運送業者より発送完了していただきます。また、ご返却の梱包は原則として発送時の荷姿でご返却ください。ただし、団体様からレンタル期間満了日を過ぎて10日以上ご連絡がない場合や、団体様が本レンタル約款に違反した場合は、特段の通知、催告なくレンタル契約を解除することができるものとします。

この場合団体様には直ちにレンタル商品を返却していただきます。契約解除後、当社がレンタル商品の返却を受けるまでの間は、延長料金相当額に違約金(延長料金と同額)を付加してお支払いいただきます。返却の見込みがないと当社が判断した場合は、延長料金、違約金とは別に商品再購入価格をお支払いいただきます。

第12条 (レンタル期間の延長)

レンタル期間の延長をご希望される場合、受取日までにお申し出頂き、当社がこれを了承した場合に、レンタル期間を延長することができます。

ただし、当該商品につき別の団体様から予約が入っている場合等にはレンタル期間を延長することはできません。延長不可の連絡があった場合は契約終了日までに速やかに返却をするものと致します。返却が遅れることで貸し出しが出来ず、当社が不利益を得る場合、その損害分を請求させていただきます。

第13条 (不可抗力について)

当社がお客様に対しレンタル開始日までに天災、地変、火災、戦争、内乱、その他不可抗力(当社の責によらないものに限る)によりレンタル商品の納入を完了できないときは、その事由の継続する期間に限り、当社は遅滞の責を負わないものとする。ただし、使用が妨げられた期間のレンタル料等を減免することがあります。

第14条 (配送先について)

レンタル商品の配送先については、団体様の登録住所又は指定場所へ発送させていただきます。

第15条 (予約取消手数料)

本申込完了後にご予約を取消される場合、キャンセル料が発生する場合ございます。詳しい料率は下記をご覧ください。キャンセルに際しまして、既にお振込み入金済みの場合は、下記料金+振込送金手数料を差引きご返金します。

①レンタル商品当社発送前迄のキャンセル

キャンセル料金は発生いたしません。

②レンタル商品当社発送後のキャンセル

レンタル商品代金の50%を(予約取消手数料+運送料)として頂戴致します。

※但し、未使用かつレンタル受取日より3日以内に発送便までに返送手続きを完了していること

第16条 (権利の譲渡)

当社は、この契約に基づく当社の権利を金融機関等の第三者に譲渡し、若しくは担保に差入れることができます。

第17条 (準拠法)

本レンタル約款の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

第18条 (契約不履行)

商品の返却をご連絡なく延滞され、ご連絡がつかないまま2週間を経過してもご返却されない場合や、申込書(インターネット申し込みを含む)に虚偽の住所・身分・連絡先等を記載した場合又は電話の不通などが発生した場合は、警察署に被害届を提出し、法的手続きを取ります。

第19条 (裁判所の管轄)

本レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、当社の本店所在地の地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

平成31年2月 制定

令和1年11月1日 改定